

い が し がいこくじんじゅうみんきょうぎかいじょうれい
○伊賀市外国人住民協議会条例

へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
平成19年12月26日条例第42号

かいせい
改正

へいせい がつ じょうれいだい ごう
平成22年3月30日条例第2号

へいせい がつ じょうれいだい ごう
平成24年3月29日条例第6号

い が し がいこくじんじゅうみんきょうぎかいじょうれい
伊賀市外国人住民協議会条例

せっち
(設置)

だい じょう がいこくじんじゅうみん しせいさんかく そくしん がいこくじんじゅうみん にほんじんじゅうみん そうごりかい ふか じゅうみん
第1条 外国人住民の市政参画を促進し、外国人住民と日本人住民が相互理解を深め、住民と
ぎょうせい がいこくじんじゅうみん にほんじんじゅうみん きょうどう きょうせいしやかい けいせい ちほうじちほう しょうわ ねん
行政、外国人住民と日本人住民の協働による共生社会を形成するため、地方自治法（昭和22年
ほうりつだい ごう だい じょう だい こう きてい もと い が し がいこくじんじゅうみんきょうぎかい い か きょうぎかい
法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市外国人住民協議会（以下「協議会」
という。）を設置する。

しよしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう きょうぎかい つぎ かか じこう しよしょう
第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) がいこくじんじゅうみん かん し じむ じぎょう しょうんだい かん じこう
外国人住民に関する市の事務事業の諸問題に関する事項
- (2) きょうせいしやかい かん じこう
共生社会づくりに関する事項
- (3) たぜんじょう もくてき たっせい ひつよう みと じこう
その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

そしき
(組織)

だい じょう きょうぎかい にんい ない いいん こうせい
第3条 協議会は、20人以内の委員をもって構成する。

- 2 いいん ほんし じゅうみんとうろく もの つうさん ねん い じょうきよじゅう さいいじょう もの
委員は、本市において住民登録をしている者で、通算1年以上居住している20歳以上の者か
ら市長が委嘱する。
- 3 いいん にんい ない いいん こうぼ せんしゆつ もの た いいん がくしきけいけんしゃ た
委員のうち、15人以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他
市長が必要と認めた者を、市長が委嘱する。
- 4 いいん とくてい くに みんぞく ちいきとう ほかこくせきじゅうみん だいひょう
委員は、特定の国、民族、地域等の外国籍住民を代表するものではない。
- 5 いいん にんき ねん さいにん さまた こうぼ せんしゆつ いいん き かぎ さい
委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、公募により選出した委員は1期に限り再
任されることができる。
- 6 いいん けついでん しょう ばあい ほけついでん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん
委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

かいちようおよ ふくかいちよう
(会長及び副会長)

だい じょう きょうぎかい かいちようおよ ふくかいちよう お
第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 かいちようおよ ふくかいちよう いいん ごせん さだ
会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に専門部会を設置することができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会長は、協議をまとめ市長に報告する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、人権生活環境部市民生活課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市外国人住民協議会設置要綱(平成17年伊賀市告示第163号)により委員に委嘱された者は、この条例の相当規定により委員に委嘱されたものとみなす。

附 則 (平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。